

横浜市食育プロモーション支援事業実施要綱

制定 平成 25 年 1 月 18 日 健保事第 3068 号（局長決裁）

最近改正 平成 28 年 8 月 3 日 健保事第 744 号（局長決裁）

（趣旨）

- 第 1 条 この要綱は、横浜市において民間事業者・民間団体等が行う食育プロモーションに対して、予算の範囲内で助成金を交付することで、食育活動を活性化させ、横浜市の食育が推進されることを目的とした、横浜市食育プロモーション支援事業の実施に関し必要な事項を定める。
- 2 横浜市食育プロモーション支援事業の助成金交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（助成対象者の条件）

- 第 2 条 助成金の交付対象者は、市内に事務所等を有し、市内で食育活動を展開している民間事業者・民間団体等とする。

（助成対象事業）

- 第 3 条 助成金の交付対象となる事業は、広く市民を対象とした食育の普及啓発を行う活動とする。ただし、特定の者を対象とした活動並びに国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から補助・助成及び委託を受けている活動は除く。
- 2 助成の対象となる活動に関する広報媒体には、食育啓発の記事及び本市食育推進ロゴマーク（別紙 1）を掲載すること。
- 3 活動内容が同様の場合の助成金の交付は市長が特に必要と認めた場合を除き、3 回までとする。

（助成対象経費）

- 第 4 条 助成金の交付対象となる経費は、第 7 条に定める交付決定後に発生する次の経費とする。
- （1）報償費
 - （2）消耗品費
 - （3）印刷製本費
 - （4）通信運搬費
 - （5）委託料
 - （6）使用料
 - （7）原材料費
 - （8）その他市長が特に必要と認める経費

（助成額）

- 第 5 条 助成金の額は、次のとおりとする。
- （1）前条の規定による助成金の交付対象となる経費の合計の 2 分の 1 以内の額とする。
 - （2）前号の助成限度額は 1 団体あたり 500,000 円、助成下限額は 1 団体あたり 25,000 円とする。
- 2 第 1 項の規定により算出した助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、助成金の交付対象経費ごとにその金額を切り捨てる。

（交付申請）

- 第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を横浜市長が定める期日までに提出しなければならない。
- （1）横浜市食育プロモーション支援事業助成金交付申請書（第 1 号様式）
 - （2）横浜市食育プロモーション支援事業収支予算書（第 2 号様式）（見積書等がある場合には添

付)

(3) 事業の概要が分かる資料

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金交付決定を行うとともに、横浜市食育プロモーション支援事業助成金交付決定通知書(第3号様式)により、速やかに、金額及び交付条件を通知し、不適当と認めるときは、横浜市食育プロモーション支援事業助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、その旨を通知するものとする。

(変更等)

第8条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、助成の対象となる事業の計画若しくは経費に変更が生じたとき、又は助成の対象となる事業を中止、若しくは廃止しようとするときは、横浜市食育プロモーション支援事業変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、速やかにその承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。変更の場合は見積書、契約書等の写しを同時に付すものとする。

2 市長は、前項に規定する横浜市食育プロモーション支援事業変更承認申請書(第5号様式)の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに横浜市食育プロモーション支援事業助成金変更等(承認・不承認)通知書(第6号様式)を交付する。

(実績報告)

第9条 助成対象者は、助成の対象となる事業を終了したときから1か月以内に、横浜市食育プロモーション支援事業実績報告書(第7号様式)により市長に報告しなければならない。また、次の各号に掲げる書類を付して提出するものとする。

- (1) 横浜市食育プロモーション支援事業内容報告書(第8号様式)
- (2) 横浜市食育プロモーション支援事業収支決算書(第9号様式) (領収書等の写しを添付)
- (3) その他市長が必要とする書類

(助成金交付額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、完了検査を終了した後、交付額を確定し、横浜市食育プロモーション支援事業助成金交付確定通知書(第10号様式)または横浜市食育プロモーション支援事業助成金不交付確定通知書(第11号様式)を交付する。

(助成金の請求)

第11条 前条に規定する交付確定通知を受けた助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、横浜市食育プロモーション支援事業助成金交付請求書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する請求を受けた場合は、助成金を交付する。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還等)

第13条 市長は、助成金の交付の決定をした場合において、次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成の対象となる事業を実施しないとき又は実施する見込みがないとき
- (2) 助成金交付申請書の内容と事実が著しく異なったとき
- (3) 助成の対象となる事業中に違法行為があったとき
- (4) この要綱の規定及び助成金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (5) その他市長が必要と認めたとき

- 2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、理由を付して、横浜市食育プロモーション支援事業助成金不交付確定通知書（第11号様式）により助成対象者に対し、速やかに通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、取り消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われている場合においては、期限を定めて、その返還を求めなければならない。

（助成金の返還）

第14条 前条第3項の規定に基づく助成金の返還は、横浜市食育プロモーション支援事業助成金返還請求書（第13号様式）により行うものとする。

（入札又は見積書徴収の例外）

第15条 助成の対象となる事業の内容により、補助金規則第24条の規定に係らず、市内事業者によらないことができる。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする助成対象者は、横浜市食育プロモーション支援事業助成金交付申請書（第1号様式）にその旨を記載しなければならない。

（消費税等に係る仕入控除税額の報告）

第16条 消費税の納付義務のある助成対象者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの助成金に係る仕入控除税額が確定したときは、横浜市食育プロモーション支援事業助成金に係る消費税等仕入控除税額報告書（第14号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

- 2 助成対象者が全国的に事業を展開する組織の支部等（または、一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部等（または、本社、本所等）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。
- 3 前二項の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（書類の保存）

第17条 助成対象者は、助成の対象となる事業に関わる経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿並びに領収書等を事業完了後から5年間保存しておかなければならない。

（調査等）

第18条 市長は、助成対象者が助成金の交付を受けた後5年間においては、助成の対象となる事業の実施状況及び収支状況について、必要に応じて助成対象者より報告を求めることができる。

（審査会の設置）

第19条 市長は、助成金交付のための資格要件、対象となる事業を選考するため、審査会を設置する。

- 2 審査会の組織及び運営については、別に定める。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

この要綱は、平成28年8月3日から施行する。